

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和7年度	次回見直し予定	令和12年度
条 例 名		神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例			
条 例 番 号		昭和44年神奈川県条例第9号	法 規 集	第6編第1章第2節	
所 管 室 課		福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課			
条 例 の 概 要		在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	本条例は、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的に、在宅の重度障害者等に対して支給する神奈川県在宅重度障害者等手当の支給要件等を定めるものであり、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	手当を支給することにより、本人や介護する家族の経済的、精神的負担の軽減に寄与しており、有効である。			【支給者数（決算値）】 ・令和2年度9,725人 ・令和3年度9,914人 ・令和4年度10,142人 ・令和5年度10,099人 ・令和6年度10,217人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める手当の支給要件等は、明確かつ必要な範囲のものであり、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づき支給する手当は、「新かながわグランドデザイン」実施計画のプロジェクト10「共生社会」における構成施策「障がい児・者とともに生きる社会の実現」に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、在宅の重度障害者等に対する手当の支給について定めるものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。		理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。	
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			